

# 令和5年度・第6回農業委員会総会議事録

開催日 令和5年9月25日（月） 13:00～14:30

開催場所 セントピア 視聴覚室

出席委員（17名）

| 議席<br>番号 | 委員名    | 議席<br>番号 | 委員名   | 議席<br>番号 | 委員名     |
|----------|--------|----------|-------|----------|---------|
| 1        | 中原 良治  | 2        | 谷山 隆信 | 3        | 薬師寺 しげ子 |
| 4        | 新屋 純子  | 5        | 牧田 信一 | 6        | 小城 義己   |
| 7        | 木場 祐二郎 | 8        | 中島 弘和 | 9        | 下茂 正憲   |
| 10       | 木下 博英  | 11       | 乙須 紀文 | 12       | 有馬 康夫   |
| 13       | 永留 智史  | 14       | 山路 一浩 | 15       | 西 裕一郎   |
| 16       | 小園 光男  | 17       | 磯道 博和 | 18       | 梶原 拓二   |
| 19       | 別府 生次  |          |       |          |         |

欠 員（0名）

欠席委員（2名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（16名）

| 議席<br>番号 | 委員名   | 議席<br>番号 | 委員名    | 議席<br>番号 | 委員名   |
|----------|-------|----------|--------|----------|-------|
| 21       | 山下 武徳 | 22       | 福壽 久雄  | 23       | 濱田 義博 |
| 24       | 春田 実  | 25       | 土小川 文男 | 26       | 大田 実角 |
| 27       | 鶴屋 賢子 | 28       | 廣庭 吉辰  | 29       | 中川 大樹 |
| 30       | 馬渡 義文 | 31       | 田中 浩徳  | 32       | 竹田 栄次 |
| 33       | 永吉 康之 | 34       | 徳永 正幸  | 35       | 徳永 功  |
| 36       | 鬼塚 幸男 | 37       | 豊田 孝之  | 38       | 古川 梓  |
| 39       | 高木 成寛 | 40       | 早崎 麻美子 | 41       | 辻 孝一郎 |

欠席推進委員（5名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・杉安主幹・梶原主幹・田上G員・  
長沼G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名者 \_\_\_\_\_ 9番 \_\_\_\_\_ ⑩

\_\_\_\_\_ 10番 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録作成者 \_\_\_\_\_ 局長代理 \_\_\_\_\_ ⑩

## 令和５年度 第６回農業委員会総会議事録

### 議事日程「諸般の報告」

#### ５ 報 告

報告第１７号 農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第１８号 非農地証明発行の専決処分について

#### ６ 議 事

議案第６２号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について

議案第６３号 農地法第４条の規定による農地等の転用許可申請承認について（知事処分）

議案第６４号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第６５号 農地法第５条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第６６号 農地法第５条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第６７号 農地法第５条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第６８号 非農地証明願承認について

議案第６９号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第７０号 農地法第３条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第７１号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第７２号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第７３号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

議案第５７号 農地法第３条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

#### ７ その他

(1) 現地調査及び総会の日程等について

(2) その他

【 1 3 : 0 0 開会】

会 長 第 5 回総会後の経過を踏まえて「あいさつ」

議 長 ただ今から、第 6 回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 委員の出席状況について、報告いたします。

定数 1 9 名、現在員数 1 9 名、出席委員 1 7 名、欠席委員は 2 名で 1 1 番：乙須紀文委員、1 3 番：永留智史委員であり、欠席届が提出されております。

なお、1 6 番小園光男委員につきましては少し遅れると連絡が入っております。

また、本日出席の農地利用最適化推進委員は 1 6 名で、2 2 番：福壽久雄委員、2 3 番濱田義博委員、2 5 番上小川文男委員、2 7 番鶴屋賢了委員、2 8 番廣庭吉辰委員、であり欠席届が提出されております。なお、2 6 番大田実角委員につきましては少し遅れると連絡が入っております。

以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。

総会資料の 1 ページをご覧ください。

8 月 3 0 日は令和 5 年度北薩地区農業委員会連絡協議会地域別研修会が阿久根市民交流センターで開催されております。

9 月 5 日は、鹿児島県農業会議臨時総会及び常設審議委員会がアートホテルかごしまで開催され、会長が出席されています。

8 日と 1 1 日が定例の現地調査です。

1 2 日から 1 3 日にかけて鹿児島県農業委員会女性委員の会総会研修会が鹿児島サンロイヤルホテルと鹿児島県農業開発センターで開催され、薬師寺委員、新屋委員、早崎委員、事務局西が出席しております。

14日に第5回運営委員会が本庁舎502会議室で開催されています。

そして、本日第6回農業委員会総会がセントピアで開催となっています。以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございました。

9月12日から13日にかけて鹿児島県農業委員会女性農業委員の会総会及び研修会に女性委員が出席されておりますので、薬師寺委員に報告をお願いいたします。

薬師寺委員 3番 薬師寺が報告いたします。

9月12日、13日の両日、鹿児島県農業委員会女性農業委員の会総会及び研修会が鹿児島市で開催されました。

新屋委員、早崎委員、事務局より西局長代理、薬師寺4人が出席しました。

12日の総会は女性農業委員123名のうち出席者80名で令和4年度事業実績収支表決算の承認、令和5年度事業計画案事業の経費に係る収支予算案が原案の通り承認されました。

総会の後、広島県塩原市農業委員会会長の道下和子さんの全国農業委員会女性協議会の活動と女性登用についての講演があり、その後、総合意見交換会となりグループを作り女性農業委員としての自分が今思っていることを話し合いとても有意義な時間でした。

13日は鹿児島県農業開発総合センター視察研修でバスでの構内見学でしたが、農業大学校スマート農業拠点施設、試験研究施設など案内していただきました。

畜産営農課の平瀬さんは令和4年度卒業生でした。農業委員さんの周りに農業大学校に関心がある学生さんがいらっしゃったら是非声掛けをお願いしますとの事でしたので皆さん宜しくをお願いします。

急なことでしたが来年度鹿児島県農業委員会女性委員の会を薩摩川内市で開催することになりました。委員さん、事務局の方にはお世話になると思いますがどうぞよろしくお願いします。

最後に講演された道下和子さんが、今日農業委員バッジを付けて来られましたか？の問いかけに残念ながらバッジを付けての委員はいませんでした。11月の研修の時には是非皆さん、付けて行ったらどうでしょうか。私も1回も付けた事がない自分に反省しました。以上です。

議長　それでは、只今の報告につきまして、皆様方から何か御質疑ございませんか。

委員　（なしの声あり）

議長　なしということですので、主要事務処理経過報告を終ります。  
次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員　（はいの声あり）

議長　ご異議ございませんので、  
9 番：下茂 正憲 委員  
10 番：木下 博英 委員にお願いいたします。  
それでは、さっそく、会次第 5 の報告に入らせていただきます。

まず、報告第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理　報告第 17 号を説明いたします。資料は 2 ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号 37 番から 38 番までの 2 件です。  
登記地目 田 2 筆 1,548 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 541 m<sup>2</sup>、合計 3 筆 2,089 m<sup>2</sup>の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納はありません。

薩摩川内市農業委員会規則第 5 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第 17 号に係る説明を終ります。

議長　ただ今、事務局より報告第 17 号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員　（なしの声あり）

議長　質疑がありませんので、報告第 17 号を終ります。  
次は報告第 18 号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理      報告第 18 号を説明いたします。資料は 3 ページから 5 ページをご覧ください。

    今月の証明発行願いは、受理番号 46 番から 58 番までの 13 件で、登記地目 田 10 筆 6,564 m<sup>2</sup>、畑 12 筆 4,915 m<sup>2</sup>、合計 23 筆 11,479 m<sup>2</sup>の証明発行願が提出されました。

    非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

    何れも農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準 5 の規定により処理いたしましたので報告いたします。

    以上で、報告第 18 号に係る説明を終わります。

議 長      ただ今、事務局より報告第 18 号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

議 長      質疑がありませんので、報告第 18 号を終わります。

    それでは会次第 6 の議事に入ります。

    先ず、議案第 62 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を議題とします。

    事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長      議案第 62 号「農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（除外）の意見決定について」を説明いたします。資料は 6 ページをご覧ください。位置図につきましては、備考欄をご覧ください。

    今月の申請は、受理番号 1 番の 1 件で、登記地目 田 1 筆 17.5 m<sup>2</sup>の申請がありました。

    1 番は、携帯電話用基地局の拡張で転用不要案件ではありますが、事業実施者より意見書の依頼があり、計画地が農用地区域内農地のため、農用地から除外したく申請されるものです。

    現地調査の結果、農業振興地域の外周部で、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に規定する要件を満たしていることから除外は可能と判断し、提案いたしました。

議長　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

去る 9 月 11 日、徳永推進委員と事務局 杉安・田上職員と  
現地調査を実施しましたので、報告します。

位置図 1 ページ、調査表 1 ページをご覧ください。地目は田で耕作されていません。申請地は、農振農用地の外周部に位置し、無線基地局の転用目的で申請されるものであり、被害防除計画書にも妥当性があります。

令和２年度に農用地域から除外された隣地に近年大雨の際浸水被害にあっていて、その対策で無線設備の移設・かさ上げを行う為、変更申出であり地域の農業者が利用する農業用施設及び周辺農地への営農にも支障を及ぼす恐れはないと思います。

以上のような理由により、農用地域を一部変更除外もやむを得ないと思います。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。

議案第 62 号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 ( 挙 手 )

議長 賛成全員であります。議案第 62 号は、原案のとおり承認されましたので、農用地から除外するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

議案第 63 号「農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 63 号を説明いたします。資料は 7 ページをご覧ください。

い。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご覧ください。

今月の申請は、受理番号12番までの1件で、登記地目 畑1筆 155㎡の申請がありました。

内容としましては、12番は、一般住宅を整備されるものです。6614番 宅地 344㎡と一体利用で総面積499㎡となります。

なお、施工済のため始末書添付となっています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第63号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しました。  
ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員 7番 木場が、12番を報告します。  
去る9月8日、鬼塚推進委員と事務局 長沼・泉職員と現地調査を実施しましたので、報告します。  
位置図2ページ、調査表2ページをご覧ください。  
申請地の現況は、宅地化してあるため始末書添付となっております。  
申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、  
現地調査の内容は、調査表に記載してあるとおりです。  
以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終了しました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第63号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第 6 3 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第 6 4 号「農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 6 4 号を説明いたします。資料は 8 ページから 9 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 8 2 番から 8 6 番までの 5 件で、登記地目 田 2 筆 4 4 8 m<sup>2</sup>、畑 4 筆 1, 5 7 4 m<sup>2</sup>、合計 6 筆 2, 0 2 2 m<sup>2</sup>の申請がありました。

内容について説明いたします。

8 2 番から 8 6 番は、一般住宅及び店舗付き住宅の目的でそれぞれ申請されるものです。

8 4 番は、仮換地実測 2 6 8. 5 2 m<sup>2</sup>となっています。

8 6 番は、一部施工済のため始末書添付となっています。

以上 5 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 6 4 号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終了しました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

木場委員 7 番 木場が、8 2 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです

8 2 番は、位置図 3 ページ、調査表 3 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていました。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

新屋委員 4 番 新屋が、8 3 番を報告します。

9 月 8 日 古川委員 事務局 西・田上職員と現地調査を実施いたしました。

位置図 4 ページ、調査表 4 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていません。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長　ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 64 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

議長 賛成全員であります。議案第 64 号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原 G 長 議案第 6 5 号を説明いたします。資料は 1 0 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 8 7 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 2 9 8 m<sup>2</sup>の申請がありました。

内容について説明いたします。

8 7 番は、申請地の贈与を受け、一般住宅を整備するものです。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 6 5 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1 番 中原が、8 7 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

8 7 番は、位置図 8 ページ、調査表 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、耕作されておりました。転用目的は、一般住宅です。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 6 5 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。

議案第 6 5 号につきまして、原案のとおり意見決定することに

決しました。許可意見を附して鹿児島県知事に書類を進達することに決定します。

次の議案第66号「農地法第5条の規定による農地等の貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第66号を説明いたします。資料は11ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号88番の1件で、登記地目 畑1筆 347㎡の申請がありました。

内容といたしましては、88番は、申請地を借り受けて、倉庫・駐車場の目的で申請されるものです。

申請地に進入するため、隣接の土地の所有者である貸渡人から施行承諾書を受け、添付してあります。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第66号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 1番 中原が、88番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

88番は、位置図9ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、耕作されておりました。転用目的は、倉庫及び駐車場です。申請地に進入するための通行承諾書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。

議案第 6 6 号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第 6 6 号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第 6 7 号「農地法第 5 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 6 7 号を説明いたします。資料は 1 2 ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 8 9 番の 1 件で、登記地目 畑 1 筆 3 2 7 m<sup>2</sup> の申請がありました。

内容といたしましては、8 9 番は、申請地を父から借り受けて、一般住宅の目的で申請されるものです。

なお、一部施工済のため始末書が添付されています。

以上 1 件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第 6 7 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

新屋委員 4 番 新屋が、8 9 番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

位置図 1 0 ページ、調査表 1 0 ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていません。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。

なお、一部施行済みのため始末書添付となっております。以上です。

委員・推進委員 (なしの声あり)

全 委 員 ( 挙 手 )

梶原主幹 議案第 6 8 号を説明いたします。資料は 1 3 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、1 6 番から 1 8 番の 3 件で、登記地目 田 4 筆 1 , 9 1 6 m<sup>2</sup>、畑 2 筆 2 6 0 m<sup>2</sup>、合計 6 筆 2 , 1 7 6 m<sup>2</sup>の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、1 6 番及び 1 7 番は、相続する以前から耕作しておらず、原野化しており、原野へ地目変更するための申請です。

1 8 番は、平成 1 1 年ごろから耕作しておらず、原野化しており、原野へ地目変更するための申請です。

従って、非農証明書を添えて法務局において、地目の変更申請手続きによる登記官の現況判断で、農地以外の登記簿の地目変更が可能となるため、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願いが提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第 6 8 号に係る説明を終わります。

14

薬師寺委員      3 番 薬師寺が、16 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図 11 ページ、調査表 11 ページをご覧ください。  
申請地の現況は、原野で本市非農地証明の発行基準を満たしており周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。  
以上です。

中原 委員      1 番 中原が、17 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図 12 ページ、調査表 12 ページをご覧ください。  
申請地の現況は、相続する以前から耕作されておらず、原野化しておりました。周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。以上です。

中島 委員      8 番 中島が、18 番を報告します。  
去る 9 月 8 日、豊田推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。  
位置図 13 ページ、調査表 13 ページをご覧ください。  
申請人が、14151 番は、平成 11 年頃から耕作されておらず、原野化しておりました。  
また、14204 番 1 及び 14218 番は、居宅の近くの農地ですが、沢となった場所に申請地があり、水の流れて申請地を侵食し、耕作できる状態ではなく、雑木等が繁茂し、原野化しておりました。  
それぞれ、周辺農地等への影響もないことから、本市非農地証明書の発行基準を満たしており、証明書を発行すべきと考えます。  
以上です。

議 長      ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員      (なしの声あり)

議 長      ないようですので、採決いたします。  
議案第 68 号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第 6 8 号「非農地証明願承認について」は原案どおり決定されました。

次は、議案第 6 9 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 6 9 号を説明いたします。資料は 1 4 ページから 1 6 ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号 8 2 番から 9 0 番の 9 件で、田 1 0 筆 8 , 6 0 5 m<sup>2</sup>、畑 6 筆 2 , 1 5 1 m<sup>2</sup>、合計 1 6 筆 1 0 , 7 5 6 m<sup>2</sup>の申請がありました。

申請理由は、譲受人の「規模拡大」「営農開始」等、譲渡人の「労力不足」等により、それぞれ売買されるものです。

8 3 番から 8 6 番は、新規営農で営農計画書が添付されています。

また。8 6 番の譲受人は、住所地在龍郷町となっておりますが、母親の住む隈之城町で面倒をみるため、本市で在住です。この度、申請地に隣接する居宅も購入され、リフォームし、転居する計画です。

なお、荒廃農地のため、5 年継続耕作誓約書が添付されています。

申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第 6 9 号に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

薬師寺委員      3 番   薬師寺が 8 2 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです。  
位置図   1 4 ページ、調査表   1 4 ページをご覧ください。  
申請地の現況は、畑で現在も耕作されています。  
権利取得者は、規模拡大の為の権利取得であり季節野菜を栽培  
予定で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに  
問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

木場   委員      7 番   木場が 8 3 番から 8 5 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです  
8 3 番は、位置図   2 ページ、調査表   1 5 ページをご覧ください。  
8 4 番は、位置図   3 ページ、調査表   1 6 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていました。  
8 5 番は、位置図   1 5 ページ、調査表   1 7 ページをご覧ください。現況は、畑で耕作されていました。  
権利取得者は、新たに営農をするための権利取得であり営農  
計画書が提出されています。また、経営意欲も高く、全部効率要  
件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請は許可相当と考えま  
す。以上です。

中島   委員      8 番   中島が、8 6 番から 8 9 番まで続けて報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです  
8 6 番、位置図   1 6 ページ、調査表   1 8 ページをご覧ください。申請地の現況は、田で荒廃しておりました。  
申請人は、申請地の近くの居宅を購入され、リフォームして、  
転居される予定とのこと。現在も、龍郷町に住所を置いたま  
ま、隈之城町に住む母親の面倒をみるため、同居しています。  
8 7 番は、位置図   1 7 ページ、調査表   1 9 ページをご覧ください。申請地の現況は田で管理されていました。ハウスを設置  
し、軟弱野菜を耕作予定です。  
8 8 番は、位置図   1 8 ページ、調査表   2 0 ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されています。野菜等を耕作  
予定です。  
8 9 番は、位置図   1 9 ページ、調査表   2 1 ページをご覧ください。申請地の現況は。田で耕作されています。  
権利取得者は、営農開始及び規模拡大のための権利取得であり、  
経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はな

く、それぞれの申請は許可相当と考えます。以上です。

新屋 委員 4 番 新屋が 9 0 番を報告します。  
調査日・調査員は先ほどのとおりです  
位置図 2 0 ページ、調査表 2 2 ページをご覧ください。  
申請地の現況は、田で耕作されていません。  
権利取得者は、規模拡大の為の権利取得であり飼料作物を栽培  
予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件とも  
に問題はなく、申請は許可相当と考えます。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。  
議案第 6 9 号につきまして、原案のとおり意見決定することに  
賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 6 9 号は、原案のとおり許可する  
ことに決定いたします。  
次は、議案第 7 0 号「農地法第 3 条の規定による農地等の所  
有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。  
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 7 0 号を説明いたします。資料は 1 7 ページから 1 8 ペ  
ージをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご  
参照ください。  
今月の申請は、受理番号 9 1 番から 9 4 番の 4 件で、登記地目  
田 7 筆 4, 0 1 8 m<sup>2</sup>、畑 1 筆 1, 1 0 9 m<sup>2</sup>、合計 8 筆 5, 1 2 7  
m<sup>2</sup>の申請がありました。  
申請理由といたしましては、いずれも「知人間」等の贈与によ  
るものです。  
申請内容を農地法第 3 条第 2 項各号に規定する、農地の取得要  
件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係  
る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的  
な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

以上で、議案第70号に係る説明を終わります。

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第70号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第70号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第71号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものであります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 議案第71号を説明いたします。資料は19ページから23ページをご覧ください。

今月の申請は、田14,055㎡、畑33,238㎡、合計47,293㎡の申請がありました。

利用権設定23件中、認定農業者等に係わる分は17件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

有馬委員 山下夏鈴さんは、この荒れている畑で何を作られるのですか。

梶原主幹 山下夏鈴さんは、新規就農者で認定されましてサツマイモを耕作するという事です。ご指摘の通り荒廃されている農地を復元して耕作するという事で今回利用権を結ばれたという事です。  
以上です。

有馬委員 わかりました。

議 長 他にご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 7 1 号議事参与案件を除く、受理番号 6 3 番から  
原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第 7 1 号は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 7 2 号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 7 2 号を説明いたします。資料は 2 4 ページから 2 5 ページをご覧ください。

今月の申請は 3 件で、田 8 6 5 m<sup>2</sup>、畑 9 8 4 m<sup>2</sup>、合計 1, 8 4 9 m<sup>2</sup>の申請がありました。

所有権移転 3 件、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の一部改正がありましたが、地域計画を計画するまでは、改正前の農業経営基盤強化促進法第 2 1 条第 1 項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記することができます。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 7 2 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第 7 2 号は、原案のとおり意見決定されましたので、薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議案第 7 3 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第 7 3 号を説明いたします。資料は 2 6 ページから 2 9 ページをご覧ください。

今月の申請は、田 3 , 9 8 4 m<sup>2</sup>、畑 1 2 , 6 3 9 m<sup>2</sup>、合計 1 6 , 6 2 3 m<sup>2</sup>の申請がありました。

管理権設定 1 5 件中、認定農業者等に係る分は 1 5 件です。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。  
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

( なしの声あり )

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第 7 3 号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 挙 手 )

議 長 賛成全員であります。議案第 7 3 号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第 5 7 号「農地法第 3 条の規定による農地等の使用

貸借権設定許可申請承認について(保留分)」を議題といたします。

なお、議案第57号は8月の農業委員会総会で保留処分となっていた案件であります。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原G長 令和5年8月25日開催 第5回総会で保留となっています議案第57号を説明いたします。資料は30ページをご覧ください。

申請は、田4筆2, 731㎡の申請がありました。

申請人保留となって説明と営農計画についての追加資料の提出を求めました。

配布しました追加資料をご覧ください。1・2ページは、申請人に対しまして当委員会から保留となった理由及び追加資料を求めた内容となっておりますので、ご確認いただければと思います。

それにつきまして、申請人の方から追加資料がありました。

まず、営農計画について、説明いたします。追加資料の4ページから5ページ及び8ページ以降をご覧ください。

申請者と伊佐市にお住いの兼業農家4名と農作業受託の契約及び耕作証明書が提出されました。

営農に関しては、当面の間、二人一組で作業を行う計画です。

種まきは、ミスト機を活用し、作業効率を図ります。また、収穫に関しては、汎用コンバインがパネルの下で作業ができないため、手刈りの計画であり、必要に応じ、伊佐市の建設業者へ依頼をすることです。また、農機具メーカーを機械の改良等で対応できないか相談しているとのことです。

合同会社の存続に関する計画は、資料の3ページをご覧ください。

農作業受託する4名を早い段階で社員への登用ができるよう話をしているところです。また、事業が順調に進めば、社員の人数も増やす計画です。また、本市の農業経験者にも協力してもらえるよう協議を進めているとのことです。

保留となった理由の全部効率要件及び地域調和要件について、資料をもとに許可するか否かご判断いただきたいと思います。

以上で、議案第57号に係る説明を終わります

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

木下委員 最初に会長が話されていた太陽光の件数についてメモを取って

おらず教えてほしい事と、実は隣接町村の農業委員会に調査をしました。名前を教えてもらえたら現地に行ってみ学したかったのですがどの農業委員会も教えてくれませんでした。件数や何を耕作しているのかというのはメモを取っています。件数や市町村がどのように考えているかなど雰囲気でも分かった部分がないかお話を聞きたいです。

議長 件数が一番多いのは鹿屋市で60筆ほどでした。お茶を下に植えてあるそうです。

薩摩川内市は遊休農地を解消してするものなので、この前も議題に上がりました。問題は特になく農業委員会の方から了解は得られました。

木下委員 はい。ありがとうございます。

梶原G長 補足で説明いたします。先月の総会で、遊休農地を解消して営農型太陽光に取り組んでいるところはどれくらいありますか、という質問について県にも確認しました。

遊休農地を解消して取り組んでいるところは、今のところ県内では存在しておりません。

国のガイドラインに記載されております遊休農地を解消している分が3カ所ございます。そこは設置事業者が畑に山葵菜を植えていたり、大豆や野菜を植えて取り組まれています。

全国的にも件数が少ないのが実情です。

もう一つ、今回の申請で特徴的なのが、農業はするが営農としての収益がそこまで高くないというのが特徴的で、普通は農業で成り立った法人として、営農型太陽光で売電収益を得ていくというのが多いのですが、今回は営農型太陽光パネルを設置することによって、営農型太陽光の発電会社から農地を管理してくれる管理料として営農する法人にはいるので法人が成り立っていくという事になります。農地所有適格法人には成りえなく農地の取得ができない。要は、一般の株式会社などの取り扱いで、貸し借りでのみ農地を使うことができ、その上部にパネルを設置して売電をするという仕組みであります。

他の地域ではなかなかこのような事例は少ないと思います。県でも申請を進達したときには私どもの所に相談があったりします。細かい部分については法律でも『農業とはなにか？』というところまで敷き詰めてくると、肥培管理をしておけば農業になるというところもあり、そこをそば作りに残していくということでありま

す。

遊休農地を解消するについては、何もないところの収穫から 8 割というのは目指さなくていいということなので、例えば種を播いて管理をしながら収穫が少なくてもペナルティは課さないというのがありますので、農業としていけばよいと進められております。

事務局としましては伊佐ファームが正しく年間を通して農作業をしていただければ問題はないという事で先に 3 条で許可を出しております。

その後に営農型の太陽光については周辺農地に影響のないパネルの設置なのかという事を判断していただきながらこの前許可を出しました。

今回問題になったのは、伊佐ファーム自体が法人格としての役員としては一人で、今からどんどん増やしていくという計画を聞いていますので、計画通りに営農が出来ていくのかと疑問があり、先月の総会時に追加資料を求められたという事で、どういう体制で取り組んでいくのかというのが必要になってきたのと、農作業受託の契約はちゃんと結ばれているかということで資料を提出いただいたところです。

今から本当にやっていけるかというのは、作業をされているか確認する必要が出てくると思いますが、それ以上の分で担保出来ているかというのを判断していただきまして今回の 3 条の使用貸借について判断いただければと思います。以上です。

議 長 他に質問はございませんか。

有馬委員 すみません。この 6 ページにあります、整理番号の 13 番までというのは、これの株は何ですか。やはり遊休農地なのですか。

梶原 G 長 ほとんど遊休農地ですが、一つだけ耕作されているところがありますが、ほぼ遊休農地です。

有馬委員 あとは作ってないという事ですか。

梶原 G 長 はい。

有馬委員 出来ないですね。蕎麦作りは無理だと思います。

梶原 G 長 現在のままだと蕎麦作りは難しいので 1 年から 2 年をかけて、

麦が作れる状態にしてから蕎麦作りは始めるという計画です。

有馬委員      太陽光発電がメインだという事ですね。

梶原 G 長      太陽光発電がメインではないです。下を耕作しないと営農型太陽光発電にはならないので、蕎麦作りをする状況にしながら太陽光を設置するという事ですので下は耕作しないといけません。

申請人の方に対しては、もし蕎麦が作れなかったときには作物などを変えたりする計画はありますか。という話を聞き取りの中ではしたのですが、一応最初の段階では出来るだけ蕎麦作りをしていきたいということでしたが、どうしても土の状況や水の流れる的に難しかったり蕎麦がうまく育たなかったら次の年には別の作物を考えしていくという考えはあるという事を聞いております。

何かを作るといえるのはしなければならない、毎年、何を作ったか等報告をしていただきながら営農型をみていくということになります。

有馬委員      この 13 番まではうまくいっているのですか。

梶原 G 長      許可が出たばかりなので、今は伐根や木を撤去したりという状況です。今からです。

委員・推進委員      はい。わかりました。

議      長      他に質問はございませんか。

山路委員      はい。根本的に伐根をして整地にして畑の状態にして、それから建てるのですか。

梶原 G 長      そうです。

山路委員      基本的にはそうですね。  
種を播いて、収穫をしなくても建てられるということですか。

梶原 G 長      一応、営農型になるので申請者には、耕作しやすい状態にしてからパネル設置するようにお願いしており、そのつもりでいることも確認は取れています。

段差を均したり、伐根や木や竹を撤去しないといけないところもあるので状況も変わってくるとは思いますが、どのような

状況にしても整地したからパネルを建てるのではなく蕎麦作りができる状態にしてからパネルを設置するという順番を間違えないようにお願いはしているところです。

山路委員                   でも、そのような法規制はないのですよね。

梶原 G 長                 規制はないです。

山路委員                   例えば、同時進行で綺麗になったから種を撒く、その時にパネルを設置するという事も可能という事ですよね。

梶原 G 長                 決まりはないです。

山路委員                   これだけの書類がでたら反対であってもこちらから言えないですもんね。書類上でこれだけ出たら、反対の方向には持っていけないですよね。

梶原 G 長                 県とのやり取りでも、やる気があるところはどんな形でも書類を出して対応をするという事です。今からやっていくことなので、どれだけやる気があるかというのが大事になってきます。

今回は耕作者もいる・パネル設置者もいるという中でどんな風に考えているかという事を書類で見て判断するしかない。一応耕作者の方も遊休農地を認めて法人を作ったという思いの強い方なので、地元伊佐市・薩摩川内市の特に樋脇町が多いのですが、耕作しなければならないという意識もあり、薩摩川内市の協力いただける方も自分のつてを使いながら声掛けをして増やせるところは増やしていきたいという事です。

事業が軌道に乗らなければ農地改良にならず法人として成り立ってこないなので、営農型太陽光発電が設置されないと法人自体もままならない、蕎麦だけじゃ成り立っていかないという事は伝えました。

だからパネル設置も大事です。うまくやっていくために、パネル設置も耕作も両方同じように進んでいかないと伊佐ファームは成り立っていかないという事が現状です。

計画を出していただき人員を増やしていかないといけない。

その都度で見ていかないといけないが、今の現状としては6ページに記載されていて、それ以降に関しては7ページが今後出される予定になりますので、そこが今の人数で足りていくかというのは出されたときに判断していく必要があるかなあと

今計画の中では効率的にやっていかれるという事なので、状況を見ながら判断をしていくという事になります。

山路委員

梶原 G 長

今回、どんどん増やしていく中でパネルの高さをもう少し高くして汎用コンバインが入るような高さにしてもらうというのは耕作者としては、パネル設置者には言ったほうが作業効率も上がるし人件費もかからなくて済むのではというご提案はさせていただいております。

今後の分はどうやって考えてくるかと思うのですが、あくまで営農をしないとイケないというのもパネル設置業者が考えていただければ高さの方も変えたりということもあるのかと思います

今の分は2メートルちょっとしか出ていないので人力でやりま  
すということです。増えてくると作業効率を考えるとパネル  
の高さは高くしたほうがいいのではと事務局としては思っていま  
す。

その部分については、こうなさい！と規制もできないものもありますし、本人たちがお互いでやりますというのを駄目といえる根拠もないところもありますが、効率的なことを考えるとしての意見としては、営農型の設置者をお願いというか、文書で出してもいいのかなと思うところはあります。

その旨をお伝えしながら、今後のことを考えてくださいねということ伝えてあります。

議長

議長

議案第５７号につきまして、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

( 举 手 )

議長 賛成全員であります。議案第５７号は、原案のとおり意見決定されました。

議長 以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第７のその他に入ります。

１０月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 つづきまして、１０月行事予定（案）について説明いたします。  
お手元に配付しております行事予定（案）をご覧ください。

まず、現地調査ですが、５日（木）が本土川内地域、６日（金）が本土４支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甕地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班は、午前８時１０分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了予定です。

それから、下段に記載の１０月総会は１０月２６日（木）午後１時から、今回は、樋脇公民館を予定しています。

裏面は９月から１１月の行事予定を記載してあります。

１１月７日から１１月８日にかけて農業委員会先進地研修が栃木県足利市、１１月２１日から１１月２２日にかけて山口県山陽小野田市で開催されます。この農業委員会先進地研修については、最適化推進会議で詳しく説明いたします。

次に、１１月１３日から１１月１４日にかけて九州・沖縄ブロック研修会が熊本県ＡＮＡグランドプラザホテルで開催されます。女性委員の方々はよろしくお願いいたします。

お忙しい中、恐縮ですが、委員の皆様方は日程調整方よろしくお願いいたします。

その他の行事は今後の予定等にお役立てください。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりましたが、この件についてご質問、ご意見等はございませんか。

委員・推進委員 （なしの声あり）

議 長 そのほかに、事務局から何かございませんか。

事務局 (なし)

議 長 それでは、全体的に何かございませんか。

委 員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、これをもちまして第6回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」

【終了 14 : 20 】